

御嵩町ブロック塀等撤去等補助金

【 補助対象 】

- 道路に面する高さ 80 cm以上のブロック塀等を撤去する場合
 - 既存のブロック塀等(※)の撤去後に、新たに生け垣を設置する場合
- ※ブロック塀等…コンクリートブロック、レンガ、大谷石等の組構造の塀、その他これらに類する塀及び門柱



【 補助金額 】

地震により倒壊したブロック塀(出典：一般財団法人消防防災科学センター) →

(!) 倒壊により人や物に被害を与えてしまった場合、その責任がブロック塀の所有者に課せられる場合があります。

対象事業	補助率	上限額
ブロック塀等	○標準事業費(1.5万円/m ²)と、撤去に係る経費のいずれか少ない額の 1/2 以内 ○小中学校の通学路に指定されている道路に面している場合は、 標準事業費(1.5万円/m ²)と、撤去に係る経費のいずれか少ない額の 2/3 以内	20 万円
生け垣	生け垣の設置に係る経費の 1/2 以内	10 万円

【 手続きの流れ 】

流れ	内容
① 事前相談	制度の内容や面している道路などについて、 事前に建設課へご相談をお願いします
② 交付申請	下記の書類を揃えてご提出ください (1) ブロック塀等撤去等補助金 申請書 (2) 補助事業実施箇所の 位置図 (3) 撤去工事の内容を表した図書(配置図、立面図 等) ※生け垣設置の場合はその内容を表した図書 (4) 補助事業に係る経費の 見積書 の写し ※生け垣設置の場合はその見積書の写し (5) 撤去するブロック塀等の 写真 (全景、前面道路側から、危険箇所等)
③ 交付決定	申請内容を審査し、 適当と認められる場合は補助金交付決定の通知をします
④ 工事着手	補助金交付決定通知を受けてから工事着手してください
⑤ 実績報告	工事完了後は速やかに下記の書類を揃えて実績報告をしてください (1) ブロック塀等撤去等補助金 実績報告書 (2) 撤去工事完了後の 写真 (全景、前面道路側から等) ※生け垣設置の場合はその工事後の写真 (3) 撤去工事費の 領収書と請求書 の写し ※生け垣設置の場合はその領収書と請求書の写し
⑥ 補助金額確定	実績報告を審査し、 適当と認められる場合は補助金額決定の通知をします
⑦ 交付請求	補助金額決定通知を受けてから、補助金交付 請求書 を提出してください
⑧ 補助金交付	補助金交付請求書の提出に基づき、補助金をお支払いいたします

【 問い合わせ先 】

御嵩町役場 建設課 管理係 TEL : 0574-67-2111 (内線 2165) FAX : 0574-67-1999

